

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号	107-6211
(ふりがな)	(とうきょうとみなとくあかさかきゆうちようめ)
住所	東京都港区赤坂九丁目7番1号
(ふりがな)	(やふーかぶしがいしゃ)
団体名称	ヤフー株式会社
(ふりがな)	(だいひょうとりしまりやく いのうえ まさひろ)
代表者氏名	代表取締役 井上 雅博

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項目	意見
3. 伝送サービス規律 (3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保	<p>「・・・放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当である」とあるが、これについては、通信と放送において差がある理由がなく、どういったあり方が最も利用者の利益に資することとなり、安全・信頼を高めることになるのか、平仄をとりつつ、通信・放送ともに引き続き検討されていくべきと考えます。</p>
4. コンテンツ規律 (1)メディアサービス(仮称)の範囲	<p>答申案に賛成いたします。「通信」においては、いまや一億総クリエイターと言われるほどに、利用者から発信される情報が多く、利用者から発信される情報と事業者がつくったコンテンツが融合しながら流通しているのが実態であり、各利用者の表現の自由の観点からもこの芽を摘むような規律は望ましくありません。従って、事業者のみがコンテンツを作って流し、コントロールの効く「放送」と同じコンテンツ規律を適用させることは、適当ではないと考えます。</p>
4. コンテンツ規律 (4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律	<p>「プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大」とある点については、以下の2つの視点から検討されるべきであると考えます。</p> <p>① 刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべきであると考えます。確かに民事上の責任だけを考えるとプロバイダ責任制限法はプロバイダに対して常時監視義務を課すものでもなく、情報の流通によって権利侵害がされている旨の通知を受けた場合(あるいは自ら知った場合)に対応すれば足りるとされています。しかしながら、刑法の定める幫助犯の構成要件はかなり広く、アクセスが自由で情報が流通に置かれるまでは何が流通するか分からない以上は、違法(刑事法上)な情報を監視等していないことが当該情報の発信を幫助したと評価される可能性は低くなく、結果として監視義務が課せられている状況を作り出しているといわざるを得ません。加えて、構成要件該当性の判断が専門家でないプロバイダにとっては困難であるということが挙げられます。監視をせざるを得ないうえに、それぞれの情報についての構成要件該当性の判断が求められることになるが、特に、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全を図るためには危なそうなものは全て削除せざるを得ません。つまり、刑事分野において表現規制をしているものについては</p>

項目	意見
	<p>実際の構成要件を超えて広く削除を促す結果、表現の自由を侵害する結果をもたらしていると考えられます。</p> <p>② プロバイダによって、たとえば一定の本人確認をおこなったり一定期間のログを保存したりするなどしてトレーサビリティを確保しているようなところもあれば、そのような管理は行っていないところもあるが、特定電気通信役務によって被害を受けた人が損害賠償を求めようとした場合に、トレーサビリティが確保されていることは重要であることに照らすと、いかに真摯に管理体制を築いているかの度合いによって、プロバイダの責任の重さに差をつける等の仕組みを設け、解決に向けた体制づくりのインセンティブが働くような制度とすることを提案します。</p> <p>通信・放送の総合的な法体系を考えていくにあたって、1(3)に掲げられている5つの目的の中の②情報の自由な流通の促進や、⑤利用者・受信者の利益の保護とも関わることですが、放送コンテンツと通信コンテンツという垣根なく、コンテンツが利用可能になることが望まれていると思われしますので、著作権や著作隣接権等の問題をクリアした何らかの枠組みが構築されるべく検討がなされる必要があると考えます。</p>

以上